

P C B 廃棄物の処理推進について

本年 8 月の P C B 特別措置法の改正に伴い、高濃度 P C B 使用製品・廃棄物の処分期間は中国地方では最短で平成 29 年度末までに前倒しされたほか、新たに対象となった使用製品の所有事業者に対する立入検査や指導など地方自治体の業務が増大した。

P C B については、電気工作物だけでなく蛍光灯安定器などにも使用されており、保有している事業者が幅広く存在していることから、その確実な処理については、本来、国の責任において必要な措置を講ずるべきものである。

については、期間内に全ての高濃度 P C B 使用製品・廃棄物が、国の責任において確実に処理されるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の責任における処理の推進

使用中の高濃度 P C B 含有電気工作物については、使用中止から廃棄・処分まで全ての工作物が確実に処理されるよう、関係省庁が連携をとりながら、国の責任において必要な措置を講ずること。

2 所有・保管事業者へのインセンティブの拡充

高濃度 P C B 使用製品・廃棄物が、期間内に確実かつ適正に廃棄処理されるよう、使用の中止・廃棄困難者に対して高濃度 P C B 使用製品の代替機器の交換費用や処理施設への運搬費用に対する補助など、高濃度所有・保管事業者へのインセンティブの拡充策等を講じること。

3 財政支援措置

P C B 特別措置法の改正により、報告徴収、立入検査、行政代執行の権限が都道府県等に付与されたが、これらに係る経費について、地方負担が生ずることのないように財政支援の仕組みを確実に講じること。

平成28年11月16日

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政